

社援基発 0911 第 1 号
令和 2 年 9 月 11 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民 生 主 管 部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令の公布について

社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 157 号。以下「改正省令」という。）が本日公布されたところ、今回の改正の趣旨及び主な内容等は、下記のとおりですので、十分御了知の上、管内関係機関及び関係団体等への周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号。以下「会計省令」という。）について、社会福祉会計基準検討会における組織再編に関する会計処理の整理を踏まえ、改正を行う。

第二 改正の内容

会計省令において、計算書類を補足する有用な情報を、注記しなければならない事項として規定しており、以下の注記について、新たに追加を行う。

（改正省令による改正後の会計省令（以下「新会計省令」という。）第 3 章第 5 節第 29 条関係）

- ・ 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

第三 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(改正省令附則 1 関係)

2 経過措置

新会計省令の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類及び財産目録の作成について適用し、平成 29 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に開始する会計年度に係る計算関係書類及び財産目録の作成については、なお従前の例によることができる。(改正省令附則 2 関係)